議案第７８号

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和３４年守谷町条例第２９号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成２６年１１月２５日　提　　出

守谷市長　　会　田　真　一

平成　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
７８号	1

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和３４年守谷町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

目次中「この市が行う」を削る。

「第１章　この市が行う国民健康保険」を「第１章　国民健康保険」に改める。

第１条の見出し中「この市が行う」を削り，同条中「この市」を「市」に改める。

第７条第１項中「３９万円」を「４０万４，０００円」に改め，同項ただし書中「３万円」を「１万６，０００円」に改める。

第１０条第１項中「この市」を「市」に，「第７２条の５」を「第７２条の４」に改め，同条第２項を削り，同条第３項中「この市」を「市」に改め，同項を同条第２項とする。

第１２条中「この市」を「市」に改める。

第１４条中「地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第７条第１項に規定する金額で市長が」を「市長が国民健康保険特別会計歳入歳出予算で」に改める。

第２１条から第２３条までの規定中「この市」を「市」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の守谷市国民健康保険条例第７条の規定は，平成２７年１月１日以降に被保険者が出産した場合における出産育児一時金について適用し，同日前に被保険者が出産した場合における出産育児一時金については，なお従前の例による。

提案理由（議案第７８号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，健康保険法施行令の一部改正に伴い，出産育児一時金の金額の改正その他所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
７８号	2

参考資料

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改　正	現　行
目次 第１章　　国民健康保険 第２章から附則まで　（略） 第１章　国民健康保険 （　　国民健康保険） 第１条　市　が行う国民健康保険については，法令に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。 （出産育児一時金） 第７条　被保険者が出産したときは，当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し，出産育児一時金として４０万４，０００円を支給する。ただし，市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し，必要があると認めるときは，規則で定めるところにより，これに１万６，０００円を上限として加算するものとする。 （保健事業） 第１０条　市　は，法第７２条の４に規定する特定健康診査等を行うものとするほか，これらの事業以外の事業であって，被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 （１）から（４）まで　（略）	目次 第１章　この市が行う国民健康保険 第２章から附則まで　（略） 第１章　この市が行う国民健康保険 （この市が行う国民健康保険） 第１条　この市が行う国民健康保険については，法令に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。 （出産育児一時金） 第７条　被保険者が出産したときは，当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し，出産育児一時金として３９万円　を支給する。ただし，市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し，必要があると認めるときは，規則で定めるところにより，これに３万円　を上限として加算するものとする。 （保健事業） 第１０条　この市は，法第７２条の５に規定する特定健康診査等を行うものとするほか，これらの事業以外の事業であって，被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 （１）から（４）まで　（略）

（削除）	2　この市は，被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 （１）療養のために必要な用具の貸付け （２）診療所（病院）の設置 （３）その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業
2　市　　は，被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。	3　この市は，被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。
第１２条　市　　は，世帯主に対して別に定めるところにより，国民健康保険税を課する。	第１２条　この市は，世帯主に対して別に定めるところにより，国民健康保険税を課する。
（積立て）	（積立て）
第１４条　毎年度基金として積み立てる額は，市長が国民健康保険特別会計歳入歳出予算で　　定める額とする。	第１４条　毎年度基金として積み立てる額は，地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第７条第１項に規定する金額で市長が定める額とする。
第２１条　市　　は，世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず，若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては，その者に対し，１０万円以下の過料を科する。	第２１条　この市は，世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず，若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては，その者に対し，１０万円以下の過料を科する。
第２２条　市　　は，世帯主又は世帯主であった者が，正当の理由なしに法第１１３条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず，又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をしたときは，１０万円	第２２条　この市は，世帯主又は世帯主であった者が，正当の理由なしに法第１１３条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず，又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をしたときは，１０万円

以下の過料を科する。 第２３条　市　は，偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し，その徴収を免かれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。	以下の過料を科する。 第２３条　この市は，偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し，その徴収を免かれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。